

## I T E R 機構日本人スタッフへの支援業務契約 仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、 I T E R 機構が公募したポストに採用等された日本人スタッフ（職員、 I T E R プロジェクト・アソシエイト等。日本国内機関 JADA を通じて採用等された者も含む）がサン・ポール・レ・デュランヌに駐在等する際に必要となる生活支援等の業務について定めたものである。

### 2. 支援業務内容

#### 1) 通訳（立会通訳及び電話通訳）、文書翻訳及び交渉支援付通訳

- ①～③の局面において、以下の業務を実施すること。
- A. 立会通訳
  - B. 電話通訳
  - C. 文書翻訳
  - D. 交渉支援付立会通訳
  - E. 交渉支援付電話通訳

立会通訳の実施場所は、原則としてエクサンプロバンス、マノスク、それの中間の地域又はそれらの周辺の地域とする。通訳及び翻訳については日→仏及び仏→日とする。D 及び E においては、通訳をするだけではなく、現地に長期間居住している経験を踏まえ、現地の者とおおむね同程度の交渉力や知見をもって、先方との交渉や、支援を受ける日本人スタッフへの助言や情報提供もあわせて実施すること。

トラブル等の緊急の場合で、職場の都合により立会ができない場合は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は立会代行を指示できるものとする。立会代行は、上記 D に含まれるものとする。

##### ①住居の賃借及び自家用車の購入等

住居の賃借に係る地元の不動産会社及び大家との間の手続き、自家用車購入に係る手続き等。

##### ②医療機関受診等

医療機関受診に係る手続き等。

##### ③その他日常生活

- ・ I T E R 機構離着任時における、引越し、各種手続（電気、水道、ガス、電話、インターネット回線等の開設・閉設、子弟の保育所及び学校関係手続）等
- ・ 日常生活におけるトラブル（家屋の水漏れ、自動車事故、電化製品の動作不良・不具合等）等

#### 2) 教育に係る支援業務

日本人スタッフ子弟に対する講師派遣を実施し、以下のとおり日本語による補習授業を実施すること。

- ①対象：幼稚園児、小学生、中学生、高校生
- ②内容：国語（日本語）
- ③時間：幼稚園児については1回当たり1.0時間、小中高生については1回当たり1.5時間。  
授業は原則として9:00から19:00の間に行うこととする。
- ④場所：マノスク地区及びエクサンプロバンス地区
- ⑤その他
  - ・授業は各子弟に対し個別に行う。
  - ・幼稚園児、小中高生いずれについても、目安として隔週実施とするが、QSTと協議の上、実施回数は変動することがある。
  - ・幼稚園児は6人、小中高生は21人程度を想定しているが、増減することがある。
  - ・必須ではないが、講師は日本国的小学校教員免許を有していることが望ましい。
  - ・対面授業を基本とする。対面授業では、講師の感染症予防対策の準備を徹底し、講師に感染が疑われる場合、あるいは感染が判明した場合は、速やかにQSTに連絡すること。感染症の流行による外出制限措置やストライキによる交通機能の麻痺等、遠隔授業によらなければ授業の実施が困難な事象が発生及び継続する場合、もしくは中高生の子弟に限り、保護者が遠隔授業の実施を希望した場合には遠隔授業の実施を可とする。また、遠隔授業を実施した場合、受注者は交通費を請求しないものとし、講師側の通信費、通信機材の準備は受注者が負担するものとする。受注者は子弟側の通信費、通信機材の準備の負担はしない。

### 3. 対価

以下に示す項目ごとに、時間数、文字数／単語数又は移動に係る往復回数を1単位とした単価を設定し、当該単価に実績による時間数、枚数又は移動に係る往復回数を乗じたものとする。

- ・立会通訳（昼間、夜間・深夜・早朝）
- ・電話通訳（昼間、夜間・深夜・早朝）
- ・文書翻訳（100文字（日→仏）、100単語（仏→日）単位）
- ・交渉支援付立会通訳（昼間、夜間・深夜・早朝）
- ・交渉支援付電話通訳（昼間、夜間・深夜・早朝）
- ・補習授業

なお、講師の移動等に係る費用については、派遣先までの1往復当たりの交通費を一日当たり一律で支給するものとする。

### 4. 予定数量

以下に年間予定数量を示す。なお、当該数量はあくまで予定であり、増減が生じた場合でも受注者は異議申し立てを行わないものとする。

- ・電話通訳（昼間）：240/分

- ・電話通訳(夜間、深夜、早朝)：1152/分
- ・交渉支援付電話通訳(昼間)：648/分
- ・交渉支援付電話通訳(夜間、深夜、早朝)：288/分
- ・立会通訳(昼間)：110.4/時間
- ・立会通訳(夜間、深夜、早朝)：12/時間
- ・交渉支援付立会通訳(昼間)：9/時間
- ・交渉支援付立会通訳(夜間、深夜、早朝)：0/時間
- ・日仏翻訳：0/100 文字
- ・仏日翻訳：0/100 文字
- ・補習授業(講義時間)：1,008/時間
- ・補習授業(1 往復)：480/往復

## 5. 支援業務実施期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

## 6. 指示要領

ITER 計画管理グループを通じて、指示書により指示を行う。指示書による指示は原則として当該業務の発生する 24 時間前までに行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭により指示を行うものとする。

ITER 計画管理グループの所在地

Route de Vinon-sur-Verdon, 13067 St Paul Lez Durance, France  
ITER 機構 建屋 72 5019 号室

## 7. 必要な資格又は条件

受注者は、エクサンプロバンス、マノスク、それらの中間の地域又はそれらの周辺の地域に事業所を置いていること。

## 8. 提出図書

○業務実施フローや緊急時の体制を示した書類

提出時期：業務開始前まで

提出方法：電子媒体

○業務内容報告書（実施内容及び業務時間を記載したもの）

提出時期：各月の業務につき翌月 10 日まで

提出方法：電子媒体

9. 検査条件

I T E R 計画管理グループが、7項の提出図書（業務内容報告書）及び支援利用者からの実施内容の報告を照合し、差異がないことを確認したことをもって検査合格とする。

10. その他

業務に関して疑義が生じたときは、双方協議の上で対処を検討することとする。

以上